

# 平成 26 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 3 回 定 例 会 ( 第 4 号 )

招集年月日	平成 26 年 9 月 8 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 26 年 9 月 18 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 26 年 9 月 18 日 午前 9 時 50 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席 11 名  欠席 名  凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	3番	栗原進	4番	藤原修治
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	渡邊泰文
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	窪田英通
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	花田昇吾	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	三上博通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	三上利三
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成26年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第17号)

平成26年 9月18日(木) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	陳情審査報告
3	議案の討論、表決 議案第58号 美郷町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について 議案第59号 美郷町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について 議案第60号 美郷町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成26年度美郷町一般会計補正予算(第2号) 議案第62号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 議案第63号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議案第64号 平成26年度君谷診療所特別会計補正予算(第1号) 議案第65号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議案第66号 平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) 議案第67号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議案第68号 美郷町道路線の認定について(3件3路線) 議案第69号 美郷町道路線の変更について(4件4路線) 議案第70号 美郷町道路線の廃止について(1件1路線) 認定第1号 平成25年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて

4	発 議 発議第1号 「手話言語法」 制定を求める意見書の提出について
5	議 員 派 遣 の 件
6	委員会の継続審査調査付託

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

皆さんおはようございます。全議員出席であります。これより会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により3番・栗原議員、4番・藤原議員を指名いたします。

日程第2、陳情審査報告を議題といたします。始めに産業建設常任委員会から陳情審査報告書が提出されておりますので報告を求めます。

●佐竹議長

産業建設常任委員長。

●箕根議員

それでは産業建設常任委員会より陳情審査報告を申し上げます。平成26年9月18日、美郷町議会議長 佐竹 一夫様。産業建設常任委員会委員長 箕根 正一。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記。受理番号、美議陳第3号。陳情の要旨、町道町中線道路側溝整備に関する陳情。審議結果、採択でございます。よろしく申し上げます。

●佐竹議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑なしと認めます。委員長ご苦労さまでした。

●佐竹議長

お諮りします。

美議陳第3号・町道町中線道路側溝整備に関する陳情であります。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、美議陳第3号は採択とすることに決しました。

続いて教育民生常任委員会から陳情審査報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

●佐竹議長

教育民生常任委員長。

●山本議員

陳情審査報告を行います。平成26年9月18日、美郷町議会議長 佐竹 一夫様。教

育民生常任委員会委員長 山本 幹雄。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記。受理番号、美議陳第4号。陳情の要旨、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情。審議結果、採択。町内においては手話通訳を必要とする方は少ないものの、法整備をすることは必要と考え、採択としたものでございます。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑なしと認めます。委員長ご苦労さまでした。

●佐竹議長

お諮りします。

美議陳第4号・手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情であります。委員長報告は採択でありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、議陳第4号は採択とすることに決しました。

日程第3、議案の討論・表決を議題といたします。

始めに議案第58号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第58号・美郷町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第59号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第59号・美郷町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第60号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第60号・美郷町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第61号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第61号・平成26年度美郷町一般会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第62号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第62号・平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第63号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第63号・平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第64号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第64号・平成26年度君谷診療所特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)



●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第65号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第65号・平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第66号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第66号・平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第67号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第67号・平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第68号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論は無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第68号・美郷町道路線の認定、3件3路線について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第69号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第69号・美郷町道路線の変更、4件4路線について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第70号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第70号・美郷町道路線の廃止、1件1路線について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして認定第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

認定第1号・平成25年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●佐竹議長

日程第4、発議を議題といたします。本日、議員発議が提出されましたので、局長をして朗読いたさせます。

●佐竹議長

番外、局長。

●野村議会事務局長

それでは朗読いたします。発議第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び美郷町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成26年9月18日、美郷町議会議長佐竹一夫様。提出者美郷町議会議員山本幹雄。賛成者、美郷町議会議員藤原修治、同岩根和博、同じく佐竹一夫、同原克美、同福島教次郎。手話言語法制定を求める意見書。手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められた。また同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え。よって美郷町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること。右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月18日、島根県

美郷町議会。意見書提出先、内閣総理大臣。以上です。

●佐竹議長

朗読が終わりました。

お諮りします。

発議第1号・手話言語法制定を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

●佐竹議長

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布してあるとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましてはお手元に配付いたしたとおり派遣することに決しました。

●佐竹議長

日程第6、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布してありますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、それぞれの委員会へ付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、それぞれの委員会へ付託いたしますので審査調査をお願いいたします。

以上をもちまして本定例会へ付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成26年美郷町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 9時 50分)